

協議第37号

決算の場合の措置について

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会長 畠山 稔

調整結果	上尾市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を伊奈町長に通知するものとする。
------	--

（説明）

「上尾市と伊奈町における消防事務の委託に関する規約」に記載する項目。

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------